



西東京市では今後も高齢化が進行し、75歳以上の後期高齢者、一人暮らし高齢者の増加が見込まれています。こうしたもとで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすためには、市民、地域社会、地域活動団体、医療・介護関係者、行政が、それぞれの役割を果たしながら力を合わせ、一体となって取り組むことが必要です。

1 市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を高め、いきいきと最期まで自分らしい人生を送ることができるよう、ライフステージに対応した生涯設計を立てることが望まれます。

健康面においては、生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、健康寿命を延伸するため、介護予防の必要性に気づき、若いときから日常生活の中で自ら健康づくり・介護予防に取り組みながら、趣味や学習、社会参加などの活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが重要です。

とりわけ高齢者は、個人の心身機能、生活機能のみの介護予防にとどまらず、それぞれの状態に応じて積極的に社会とのつながりを広げ、その豊富な経験や技能などを社会に還元するとともに、ボランティア活動に積極的に参加するなど、地域とつながることでの介護予防を意識して生活の変革をしていくことが望まれます。

また、病気や障害等により介護を必要とする状態になっても、これまでの地域との関係性を絶つことなく、可能な範囲で自分らしい暮らしを営むことができるよう、適切なサービスなどを利用しながら、症状や要介護度が悪化しないように生活することが重要です。

そして、最期まで自分らしい暮らしを実現するためには、自分が望む最期の迎え方の選択と家族や周りの人々にそれを伝えておくことが望まれます。

2 地域社会

近年、核家族化の進展に伴って一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。高齢者の生活課題や福祉ニーズの多様化に対応するためには、行政の役割とともに、地域住民による支え合いの役割がますます大きくなってきています。市民が、地域の福祉活動に対する関心を持ち、参加を促進することにより、誰もが援助を求める人に対して自然に手を差し延べることができるような地域コミュニティを形成することが期待されています。

3 地域活動団体

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、これまで以上に地域における福祉関係者や関係機関などと連携し、地域の連帯と支援の輪を広げるとともに、ふれあいのまちづくり事業が活発に展開されるよう、人材の確保・育成に取り組むことが求められています。

高齢者クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、加入者全体の福祉向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、活動の活性化や職域の開拓を進めるなど、高齢化の進行を踏まえた取り組みを強化することが望まれています。

地域で多様な活動を展開するNPO法人やボランティア団体は、支援を必要としている人へのサービス提供など、地域福祉の向上を目指し、それぞれの活動団体の特性や資源を活かしながら、積極的に地域と関わり、連携することが必要になっています。

4 医療・介護関係者

医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療関係者は、市民が適切な支援を受けながら、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、医療と介護の連携を充実させていくことが期待されます。

サービス事業者などは、高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するために、地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、必要な介護人材を確保・育成し、サービスの質の向上を図りながら、引き続き良質なサービスを提供することが求められています。また、要介護認定者数が年々増加している現状を踏まえると、要介護認定者一人ひとりのできることを増やして自立へと促進することができるよう、先進事例も参考にしながらサービス提供の方法を改善することが必要です。さらに、市民のサービスへの信頼

を確立するというサービス提供主体としての役割を果たし、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

5 行政

市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、市民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行管理などを通して、本計画に位置づけられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。

高齢者福祉分野においてこれまで構築してきた地域包括ケアシステムを、障害者や子どもなどの分野にも広げるとともに、医療・介護関係者との連携の強化を図り、市民や関係団体による主体的な支え合いの活動を支援することにより、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、市民に対しては、様々な状況に応じた多様なニーズを把握し、本人やその家族などへの必要な情報、日常における生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の地域活動の場を確保し、地域につながり続ける支援を行います。

また、地域社会や地域活動団体に対しては、地域活動の拠点の整備や多世代間での交流を促進するとともに、既存の介護予防事業をはじめとする取り組みや地域の団体活動を側面的に支援することで地域における支え合いのしくみづくりを促進していきます。

さらに、医療ニーズがあり、介護の度合いが重くなった高齢者でも、地域の中で安心して暮らしていくため、医療と介護が統合された「多職種によるチームケア」の提供を目指し、医療・介護関係者に対しては、各専門分野の境界を越えた顔の見える関係づくりを推進します。

1 高齢者保健福祉の推進

(1) 庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画の推進にあたっては、健康福祉部高齢者支援課を中心に関係部課と協力しながら施策を推進します。特に若年性認知症などを含む第2号被保険者への支援では、関連部署との連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。

また、西東京市の保健福祉全体の検討を行う「西東京市保健福祉審議会」、高齢者保健福祉計画の検討を行う「西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会」、介護保険事業計画の検討を行う「西東京市介護保険運営協議会」等の審議結果を踏まえて、本計画の普及・推進と進行管理を行います。

(2) 地域包括支援センター運営協議会の充実

地域包括ケアシステムの実現に向けて、中核機関として期待される地域包括支援センターの適正な運営を継続するために、「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

地域包括支援センター運営協議会では、今後も地域包括支援センターの運営のあり方や、地域における医療機関、福祉施設その他関係機関とのネットワーク形成に対する評価・指導・助言を行い、地域包括支援センターのより円滑な運営を図ります。

(3) 関係機関・組織・団体との連携強化

本計画の推進にあたっては、権利擁護センター「あんしん西東京」、西東京市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターなどの福祉・介護に関連する機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体との連携のもつに進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民（ささえあい協力員・訪問協力員）などによる地域での支え合いのしくみである「ささえあいネットワーク」、小学校通学区域や日常生活圏域で市民や団体などが連携して地域の課題の解決を目指す「ほっとするまちネットワーク」、社会福祉協議会による地域住民が主体の「ふれあいのまちづくり事業」など、地域における様々な

ネットワークとの連携・協働を強化するとともに、地域で暮らす高齢者を見守り、支援するためのネットワークをきめ細かく張り巡らせ、必要に応じて公的支援につなぐしくみの拡充を図ります。

さらに、保健・福祉・医療などに関する活動を展開するNPO法人やボランティア団体を支援・育成していきます。

(4) 市民参加の推進

西東京市にふさわしい高齢者保健福祉を運営していくためには、市民、関係機関、関係団体、市等が相互に連携していくことが必要です。

次期計画の策定にあたっては、これまでと同様、市民の意識や要望を把握するための調査を実施する予定です。また、学識経験者、保健・福祉・医療・介護関係者、市民委員で構成される審議会を組織し、高齢者保健福祉に関する全般的なあり方を検討し、計画づくり、計画の評価・見直しを行います。さらに、市民から幅広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施し、市民ニーズに沿った計画の策定を目指します。

本計画の施策を実施するにあたっては、ボランティア活動、ささえあいネットワーク、認知症サポーターなど、世代を超えた多くの市民や団体の自発的な参加を推進していきます。



「いこいな」
©シンエイ/西東京市

2 介護保険の運営

(1) 保険者機能・庁内推進体制の充実

介護保険制度を円滑に運営するために、苦情などに対する相談機能の充実、公平公正な介護認定、給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センターの運営支援など、保険者機能の充実を図ります。

健康福祉部高齢者支援課を中心に庁内各課と連携しながら、介護保険事業計画を推進します。

(2) 介護保険運営協議会

「西東京市介護保険運営協議会」は、学識経験者、社会福祉協議会、被保険者代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険関連施設職員などを構成員として審議を行います。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関係機関や関係団体、市民と協働しながら、介護保険のより円滑な運営に努めます。

(3) 介護認定審査会合議体の長の会議の充実

保健・福祉・医療分野の専門家による介護認定審査会の合議体の代表14人からなる「合議体の長の会議」において、介護認定審査の質の向上や平準化の研究・検討を行っており、今後もさらにその取り組みの充実を図ります。

(4) 介護保険連絡協議会との連携

関係機関および介護保険サービス事業者などに対する情報提供と助言、事業者相互の交流の促進を目的とする「西東京市介護保険連絡協議会」と連携し、介護保険サービスなどの円滑な提供を図ります。

(5) 地域密着型サービス等運営委員会

地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの整備状況に基づくサービス提供体制の確保を図るため、「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を通じて、地域密着型サービスの指定権限を確立するとともに、サービスの量的・質的確保を図ります。

(6) 介護保険の関連組織の連携

西東京市の介護保険事業をより一層充実していくために、介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス等運営委員会をはじめ、様々な関連組織が連携しながら、事業全体の計画を検討し、実施のモニタリングとフィードバックを行うことができるように努めます。



3 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括支援センター運営協議会

学識経験者、サービス利用者、被保険者、地域活動団体、サービス事業者の代表などで構成される「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、市内8か所の地域包括支援センターの事業を中立・公正な立場から評価・検討します。

(2) 地域ケア会議

本市では、4つの日常生活圏域ごとに行っていた地域ケア会議を地域包括支援センターごとに開催し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら、より地域に密着した形で高齢者の支援体制の強化に取り組んできました。

今後は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、在宅医療と介護の連携、認知症施策、生活支援など、これまで以上にきめ細かな高齢者の生活圏域にあわせた地域包括ケアシステムのしくみづくりを進める必要があります。

そのため、地域ケア会議については、地域包括支援センター地区(8地区)における個別課題の解決を目指し地域課題を検討するとともに、自立支援を目指したケアマネジメントの支援について強化していきます。

(3) 在宅療養推進協議会(地域包括ケアシステム推進協議会)

市民、専門職、行政の各分野の代表者を構成員とする在宅療養推進協議会は、平成27年(2015年)の介護保険制度改正に伴い、新たに地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」に沿って西東京市医師会が設置し、平成28年度(2016年度)から市が引き継ぎ、4つの部会を運営しています。

その後、平成28年度(2016年度)に新たに後方支援病院推進部会、認知症支援部会を在宅療養推進協議会の下に設置し、各部会の地域包括ケアシステムに関する検討事項も多岐に渡っています。

このため、在宅療養推進協議会という名称と検討内容等の現状を合わせ、さらに地域包括ケアシステムの構築を推進する目的から、本計画が開始される平成30年度(2018年度)から名称を「地域包括ケアシステム推進協議会(仮称)」と改めます。

また、庁内横断的な検討組織を設置してまいります。